

(各都道府県衛生主管部(局)業務主管課あて厚生労働省医薬食品局審査管理課通知)
第十五改正日本薬局方(平成18年3月31日厚生労働省告示第285号)につきましては、平成18年4月28日、平成19年4月19日及び平成19年9月10日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡にて正誤表を送付したところですが、今般、訂正すべき追加事項があることから、別添のとおり正誤表を送付いたします。

[別添]

第十五改正日本薬局方正誤表

頁	行	
53 右	↑ 22	pH測定用リン酸二水素カリウムを粉末とし、110℃で恒量になるまで乾燥したものを3.40g(0.025mol)及びpH測定用リン酸水素ナトリウムを粉末とし、110℃で恒量
107 右	図 6.10—4	【別紙1】参照
113 左	↓ 2	イーグルの最少必須培地を用いる。
253 左	↑ 3	残留物に水10mL及び希塩酸5mLを加え、よく振り混ぜた後、ろ過し、ろ液にヘキサシアノ鉄(Ⅱ)酸カリウム試液2～3滴を加えるとき、白色の沈殿を生じる(酸化亜鉛
295 左	↓ 9	(1R, 3S, 5R, 6R, 9R, 11R, 15S, 16R, 17R, 18S, 19E, 21E, 23E, 25E, 27E, 29E, 31E, 33R, 35S, 36R, 37S)—33—(3—Amino—3, 6—dideoxy—β—D—[33, 3, 1]nonatriaconta—19, 21, 23, 25, 27, 29, 31—heptaene—36—carboxylic acid
340 右	↓ 19	本品のメタノール溶液(1→10000)につき、紫外可視吸光度測定法(2, 24)により吸収スペクトルを測定し、本品のスペクトルと本品の参照スペクトルを比較するとき
370 右	↓ 17	
370 右	↓ 19	Disodium dihydrogen 1—hydroxyethane—1, 1—diyldiphosphonate
431 左	↑ 13	$R = (A / 0.0383) \times \{1 / (a \times b)\}$
442 左	↑ 20	(1R, 4R)—1, 7, 7—Trimethylbicyclo[2, 2, 1]heptan—2—one
443 左	↓ 6	(1RS, 4RS)—1, 7, 7—Trimethylbicyclo[2, 2, 1]heptan—2—one
479 左	↓ 8	本品中の塩化ナトリウム及びグリコール酸ナトリウムの量の和は換算した乾燥物に対し0.5%以下である。
479 右	↓ 3	W: 乾燥物に換算した本品の秤取量(g)
479 右	↓ 12	W ₁ : 乾燥物に換算した本品の秤取量(g)
596 右	↑ 9	試験を行うとき、適合する。ただし、本試験法は容器入り滅菌製品に対して適用する。
691 右	↓ 9	ただし、上記の操作において、基質溶液5mLから1分間にチロジン相当量1μgを生じるセラペプターゼの量を1セラペプターゼ単位とする。
730 右	↑ 11	残留物に水10mL及び希塩酸5mLを加え、よく振り混ぜた後、ろ過し、ろ液にヘキサシアノ鉄(Ⅱ)酸カリウム試液2～3滴を加えるとき、白色の沈殿を生じる(酸化亜鉛
837 右	↓ 17	
838 左	↑ 16	
923 左	↑ 6	本品の水溶液(1→200)5mLに臭素試液を滴加するとき、白色の沈殿を生じ、揺り動かすとき、初めは溶け、更に過量の臭素試液を加えるとき、沈殿は溶けなくなる
924 左	↓ 13	残留物に水10mL及び希塩酸5mLを加え、よく振り混ぜた後、ろ過し、ろ液にヘキサシアノ鉄(Ⅱ)酸カリウム試液2～3滴を加えるとき、白色の沈殿を生じる(酸化亜鉛
1019 右	↑ 10	本品は定量するとき、50.0超～55.0%のベンザルコニウム塩化物(C ₂₂ H ₄₀ ClN:354.01として)を含む。
1021 左	↓ 22	標準溶液(1)0.1μLを注入するとき、検出器の感度はエチルベンゼンのピークの高さが記録計の30%以上とする
1021 左	↑ 7	標準溶液(2)0.1μLを注入するとき、検出器の感度はエチルベンゼンのピークの高さが記録計の30%以上とする。
1060 左	↓ 14	(3R, 4R, 5S, 6R, 8R, 9R, 10E, 12E, 15R)—5—[2, 6—Dideoxy—3—C—methyl—4—O—propanoyl—α—L—ribo—hexopyranosyl—(1→4)—3, 6—dideoxy—
1177 右	↑ 3	本品はサキシマボタンヅルClematis chinensis Osbeck, Clematis mandshurica Ruprecht又はClematis hexapetala Pallas(Ranunculaceae)の根及び根茎で
1182 左	↓ 21	本品は換算した生薬の乾燥物に対し、デヒドロコリダリン(デヒドロコリダリン硝化物として)0.08%以上を含む。
1182 右	↓ 1	デヒドロコリダリン[デヒドロコリダリン硝化物(C ₂₂ H ₂₄ N ₂ O ₇)として]の量(mg)
1224 右	↓ 17	乾燥減量(5.01)14.0%以下(6時間)。 灰分(5.01)6.5%以下。 酸不溶性灰分(5.01)0.5%以下。
1227 右	↑ 23	本品はサラシナシヨウマCimicifuga simplex Wormskjord.Cimicifuga dahurica(Turcz.) Maximowicz.Cimicifugafoetida Linn 画像7(1KB)又はCimicifuga heracleifolia Komarov(Ranunculaceae)の根茎である。
1560	中	【別紙2 A】 (平成19年4月19日厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡「第十五改正日本薬局方正誤表の送付について」別添12/12頁、頁:1560、行:中の行の「誤」欄